

農業委員会だより

平成18年8月15日 第2号 横手市農業委員会

横手市農業委員会ホームページ <http://www.city.yokote.lg.jp/>

横手市ホームページ「各課別で探す」から「農業委員会事務局」をご覧ください。



横手市



スイカの収穫に追われる佐藤さんと、みずみずしい「あきた夏丸」です！

甘くて美味しい西瓜を目指して

7月中旬から8月いっぱいにかけて、横手市雄物川町では特産の西瓜の出荷が盛んとなっています。その中で、館合地区の佐藤政彦さんを訪問しました。佐藤さんは、スイカの栽培を始めてから30年になります。現在、奥さんと担い手である息子さんの3人で1.8ha作付しています。今年は、秋田で生まれ・秋田育ちの「あきた夏丸」を主力に、「甘くて美味しいスイカを多くの消費者の皆さんに食べてもらいたい」とのことでした。

目次

農業者の視点で日常活動を	2
農業委員会活動日誌	3
農地の売買・賃借・転用に関するQ&A	4
知って得する農地保有合理化事業	5
農業者年金に加入しましょう	5
必見！集落営農情報	6
編集後記	6

農業者の視点で

日常活動を



会長
高瀬 俊作

遅い梅雨明けと、太陽の見えない空を見上げながら、田んぼの見回りが続いた日々でした。ようやく出た稲穂に一安心しながらも、昔からよく「秋上げ半作」といわれるように、今後の天候が心配されるところです。

さて、わが地域の農業状況は、高齢化の進展や農業就業者の減少により、この先の農業がどのようになっていくかが心配されるところです。このような状況の中で、国ではこれまで個々の品目ごとに講じてきた農業政策が見直され、19年産からは意欲的な担い手を対象を限定し、その経営の安定を図る「品目横断的経営安定対策」に転換されます。具体的には、複数作物の組み合わせによる営農が行われている水田作及び畑作について、担い手の経営全体に着目し、生産条件の

格差是正対策や収入変動の緩和対策を実施するとなっております。

これら対策に対して、県や市、JAを中心として「担い手育成フォーラム」の開催を始め、集落座談会などの開催により周知を図ってきたところですが、農業委員会としても戦後農政の大きな見直しに着目し、地域農政の相談役としての委員会活動を、担い手の確保・育成においてきたところです。また、農業の生産基盤である農地が、より効率的に利用集積され、これが経営の安定に繋がるよう活動を強化してまいりました。さらには、集落座談会への積極的な参加のもとに、制度の仕組みを理解するための努力をしてきたところです。



総会の風景

今後、これら経営安定対策関連への活動をはじめ、農業経営の合理化と農業者の地位の向上に寄与すべく活動をしたいと思っております。

◆ 私たちは次の地区を担当します！ ◆

担当地域局	委員	担当地区	担当地域局	委員	担当地区
横手	阿部信孝	栄	雄物川	高橋茂	里見・谷地
横手	近江谷久雄	境町	雄物川	辻田與五郎	沼館
横手	鎌田進	境町	雄物川	播磨利光	里見・谷地
横手	菊谷篤	黒川	雄物川	吉田茂	館合
横手	猿橋幸之助	金沢	雄物川	渡邊良一	福地
横手	高瀬俊作	横手	大森	佐々木義信	八沢木・上溝・猿田
横手	高橋輝男	栄	大森	佐藤仁	川西・大森東
横手	高橋幹夫	横手	大森	斉藤繁	八沢木・上溝・猿田
横手	松井長助	旭	大森	田口元	川西
増田	岩谷寛	西成瀬	大森	丹波賢太郎	大森西・大森東・上溝
増田	佐藤久夫	増田	十文字	石川義春	十文字
増田	高橋せつ	増田	十文字	佐々木茂晴	三重
増田	平良木保	亀田	十文字	佐藤修一	十文字
平鹿	飯野正和	中吉田・下吉田	十文字	齋藤和夫	睦合
平鹿	佐々木喜太郎	浅舞南部・樽見内	十文字	齋藤光司	睦合
平鹿	佐藤誠一	醍醐北部	十文字	菅原孝一	睦合
平鹿	佐藤義雄	醍醐南部	十文字	丹健一	植田
平鹿	菅原一太郎	浅舞街部・浅舞南部	山内	石沢英夫	下平野沢・上平野沢・筏・南郷・三又
平鹿	高橋昭	浅舞北部	山内	高橋幸子	大松川・軽井沢・小松川・黒沢
平鹿	藤原博	上吉田・中吉田	山内	野中長一	大沢・土淵・相野々
雄物川	近江清廣	館合・大沢	大雄	岡根弘幸	田根森
雄物川	大塚利一	沼館	大雄	小松高義	阿気
雄物川	佐々木善一	福地	大雄	小棚木昭彦	阿気
雄物川	佐々木正男	大沢	大雄	松下昭治	田村

農業委員会の推薦委員について、議会推薦として5月15日付けで阿部信孝委員、齋藤光司委員、高橋せつ委員、野中長一委員が就任されました。また、JAおものがわ推薦として7月1日付けで大塚利一委員が就任されました。

農業委員会活動日誌

農業委員会は、地域の農政を推進するため、様々な取り組みを実践しております。

ここでは、これまでの農業委員会活動について、お知らせいたします。

■各委員会がスタートしました！

農業委員会は多様な農業情勢に対応するため、本年度より6つの委員会を設置しました。既に、各委員会で諸課題についての協議が成されておりますが、農業の推進に向かって、きめ細かに対応してまいりますので、よろしくお願いたします。(左図参照)

6つの委員会

農政推進委員会

地区別農政等の推進、農地パトロール結果の検討を担当

経営所得安定対策等推進委員会

経営所得安定対策大綱に基づく諸政策等の推進を担当

病害虫防除対策委員会

ヘリ防除等病害虫防除、ポジティブリスト制対策等を担当

農業関係標準料金等検討委員会

春秋作業標準料金策定、標準小作料改定を担当

食農教育推進委員会

食と農の教育推進を担当

農政情報策定委員会

地域農業における情報提供、農業委員会だより作成を担当

■農業委員研修会を実施

7月10日、松興会館(横手市平和町)において、「集落営農組織と品目横断的経営安定対策に向けた研修会」を実施しました。

これは、19年度から経営所得安定化対策等の施策が導入されることに伴い、施策の対象となる農業経営体を積極的に確保・育成する目的で各地区で集落座談会が開催されている中、農業委員会としても施策への共通した理解を浸透させるため開催したものです。当日は、秋田県農業会議から講師を招き、施策に対する詳細な説明を受け、その後、農業委員との質疑応答を行いました。

研修会の風景



講師に質問する委員

ました。

今後、農業委員は様々な機会を通じて、地区、集落への浸透を図ってまいりますので、集落座談会等を予定される場合は、ご気軽にご相談くださるようお願いいたします。

■担い手なき集落からの脱却

Ⅱ 集落営農・経営安定対策の座談会各地で開催Ⅱ

この施策は、進行する高齢化と農業従事者の減少から、農村が危機的状況にある中で、地域農業を担い手を中心となつて地域の合意に基づき再編しようとするものです。

これまで、県やJ A、市と共に、農

業委員会も集落座談会等に委員や職員が積極的に参加し、この対策ができるだけ多くの方々に理解され、農業経営の安定につなげていくための取り組みをしてまいりました。

秋播き麦の作付者にあつては、18年9月からの申し込みが始まりますが、申請に添付すべき「耕作証明書」等の交付についても、スムーズな申請となるように、各地域局担当者との打ち合わせを終えたところです。

■各地区で農地パトロールを実施

農地の管理保全や農作物の作況を確認するため、農業委員会では年3回の農地パトロールを計画しています。

これを受け、6月から7月にかけて8地区で第1回目の農地パトロールが実施されました。それぞれ農地の活用や農作物の作況を確認し、この結果については、農業委員会に設置された農政推進委員会で検討し、対応を図ってまいります。

今後、第2回目の農地パトロールが8月から9月に予定され、この中で、農作物の被害の状況などを確認してまいります。地域でも情報がありましたら、各地区農業委員に気軽にご提供ください。

農地の売買・賃借・転用に関するQ&A



農業者の皆さんが所有する農地を移動する場合、農業委員会の許可を受けなければなりません。

自分の農地だからといって許可を受けずに売買、転用することはできませんのでご注意ください。ここでは、よくある質問を例にあげてみました。

Q 1 農地を売買したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 1 耕作を目的に農地を売買、賃貸借する場合、**農地法第3条**による許可申請が必要です。

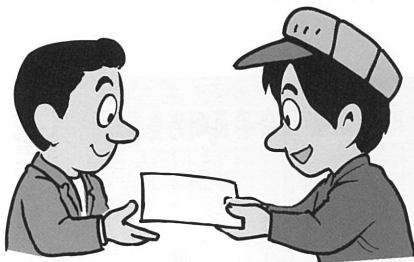
このため、農地を譲り渡す方、譲り受ける方の双方は、域局産業振興課で申請していただきます。ただし、農地を取得する方は、耕作面積が申請地を含めて**50アール以上**ないと許可されません。



Q 2 農地を貸し借りしていましたが、都合により解約することになりました。どのような手続きが必要ですか？

A 2 農業委員会を通して小作契約している農地を解約する場合、**合意解約の届出**が必要となります。このため、賃貸している方、賃借している方の双方は、地域局産業振興課で届出させていただきます。

なお解約できる条件は、**お互いの合意**が必要です。



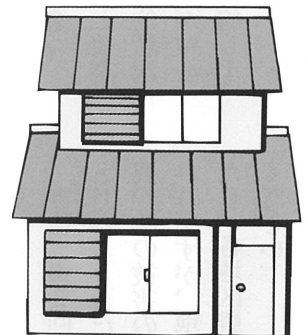
Q 3 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？ また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A 3 それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は地域局産業振興課で申請していただきます。

なお、申請地が**横手市農業振興地域整備計画の農用地区域**の場合は、農振法による農用地区域除外の手続きが必要となります。

除外手続きも地域局産業振興課で行ってください。

農地を転用する場合は、必ず農業委員会にご相談下さい。



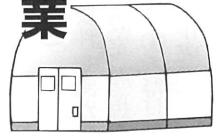
農地転用とは？

農地を住宅、車庫、倉庫、資材置場、駐車場用地など農地以外のものに使用すること！

知って得する

農地保有

合理化事業



市は、農業生産に必要な農地の確保及びその有効活用を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を営む農業者に対し、農地の利用集積を推進しています。今回は、秋田県農業公社事業をお知らせします。

■農地の売買

農地（概ね一〇〇〇㎡以上）を売買する場合に活用します。

○公社農地買入

公社は、出し手と売買契約し、農地を買受けます。

○公社農地売却

公社は、取得した農地について受け手と売買契約し、売却します。

■農地の賃貸借

農地（概ね一〇〇〇㎡以上）を賃貸借する場合に活用します。

○公社農地借入

公社は、出し手と賃貸借契約し、農地を借入します。

○公社農地貸付

公社は、出し手と賃貸借契約した農地を更に受け手と賃貸借契約します。

農地売買・貸借事業のメリット

- ① 農地を売却する場合、譲渡所得が8百万円まで控除されます。
 - ② 「買入協議制度」によって農地を売却する場合、譲渡所得が1千5百万円まで控除されます。（受け手が認定農業者）
 - ③ 認定農業者は、1耕作後に公社から農地を取得することが出来ます。
 - ④ 認定農業者は、公社が買入れた農地を4耕作までの期間「一時貸付」を受け、その後に取得できます。また取得時に、納入された小作料の1/2相当額が、農地価格から値引きされます。
- 売買、賃貸借は、一定の要件がありますので、地域局産業振興課・農業委員会事務局にご相談ください。



農業者年金に加入しましょう

豊かな老後を送るため、農業委員会は農業者年金への加入を推進しています。今回は、7つのメリットを紹介いたします。

■農業従事者なら

広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者であって、年間60日以上農業に従事する者であれば、誰でも加入できますが、特に女性の皆さんに加入をお勧めします。

■保険料に手厚い国庫補助

（政策支援）があります

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、月額2万円の保険料の内、1万円、6千円又は4千円が国から補助されます。

■保険料を自由に選択できます

保険料の国庫補助（政策支援）を受けない場合、保険料を月額最低2万円から最高6万7千円まで千円単位でご自身のライフプランに応じて選択できます。

■税制の優遇措置を利用した

節税効果があります

保険料は全額社会保険料控除の対象となり、支払われる年金にも、公的年金等控除が適用されます。

■積立方式で安定した

財政運営を行います

将来受給する年金原資は、自らが積み立てる方式とし、少子高齢化の進展にも対応でき、長期に安定した制度になりました。

■積立金は安全かつ

効率的に運用します

積み立てられた保険料は、農業者年金基金が一括して安全かつ効率的に運用を行います。また、運用成績が不調な場合に備えて運用益の一部を準備金として留保するなど、できる限り元本割れのないよう備えております。

■80歳保証付きの終身年金です

加入者や受給者の方が80歳まで死亡した場合には、80歳まで受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

農業者年金への加入内容申込みやお問い合わせについては、

J A 又は 農業委員会へ

集落営農情報

必見!

品目横断的経営安定対策

◆加入手続が始まります◆

「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(担い手経営安定新法)が、平成18年6月14日成立しました。

この法律は、これまでのような全ての農業者を一律的に対象とし品目毎の価格に着目して講じてきた対策を見直し、19年産から担い手に対象を絞り、その経営全体の安定を図る施策(品目横断的経営安定対策)に転換するものです。

さしあたって、この秋の9月1日から、「秋まき麦」(ナラシ対策)対象農業者の加入手続きの受付が国の農政事務所が始まります。(米や大豆は平成19年4月1日から受付開始)

対策のポイント

対象(加入対象者)

- 田畑4ha以上の認定農業者
- 田畑20ha以上の集落営農組織

(規模要件は、中山間地域特例や所得水準特例等があります。)

※集落営農組織の要件

- 特定農業団体(横手市認定)
- 特定農業団体と同様の要件を満たす組織(①利用集積目標の設定、②規約の作成、③経理の一元化、④所得目標の設定、⑤法人化計画の作成)

支援内容

『2つの交付金』

- 生産条件不利補正対策交付金(ゲタ対策交付金)
- 麦・大豆が対象で、これまでの大豆交付金など)

- 収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策交付金)
- 米・麦・大豆が対象で、これまでの稲得、担経など)

集落の担い手のパターンとは

認定農業者型

(集落の農地・作業を集積する個人や法人の認定農業者)

集落ぐるみ型

(集落の仲間みんなで作業する集団)

オペレーター型

(集落の中心となるオペレーター組織が受託作業する集団)

転作作業受託型

(集落の転作大豆等の受託作業を行う集団)

ご確認ください

経営規模として参入できる面積とは?

- 所有権・賃借権等を持っている『農地基本台帳』の現況地目が『田・畑』の面積(樹園地は対象外)
- 主要な基幹作業を受託し、販売名義と販売収入の処分権を有する面積

集落営農組織の一元経理とは?

- 集落営農組織名義の口座を開設
- 農産物の販売名義は集落営農組織
- 農産物の販売収入を当該口座に入金

地域の将来ビジョンを

描きましょう!

- 地域の農地・農業は誰が担うのか
 - 担い手への農地集積・所得の目標は
 - 地域の農業機械等の有効な利用は
- 等々、『5年後の地域ビジョン』をみんなで話し合いましょ!

応援団は私たちです

平鹿担い手育成推進プロジェクトチームをご活用ください

県地域振興局農林部、横手市、JA秋田ふるさと、JAおものがわ、横手市農業委員会が連携し、各集落の話し合いに参加しながら、対策内容の説明や担い手育成のための御相談を承っております。

農政の動きをキャッチ!

全国農業新聞

発行日 毎週金曜日
購読料 1ヵ月600円
申し込み先 地域局産業振興課又は 農業委員会事務局まで!

編集後記

昨年の合併当初、農業委員は88名でありましたが、本年度より48名体制となりました。こうした中、多様化する農業情勢に対応するため、農業委員会に各委員会が設置され、私たち農政情報策定委員会が「農業委員会だより」を担当することとなりました。

今後も農業者の皆さんの目線に立ち、きめ細かな情報を提供してまいりますのでよろしくお願いたします。

農政情報は私たち農政情報策定委員会にお任せください



後列左より：岡根委員(大雄地区) 佐々木委員(大森地区) 丹委員(十文字地区) 飯野委員(平鹿地区)
前列左より：高橋委員(山内地区) 高橋委員長(横手地区) 辻田副委員長(雄物川地区) 岩谷委員(増田地区)